

障害者政策委員会における 第3次障害者基本計画の実施状況の監視について（案）

1. 基本的な考え方

- (1) 障害者権利条約に基づく政府報告の提出等をにらみ、第3次障害者基本計画の実施状況の監視を行う。監視は、分野別施策の基本的方向等に沿って行い、「議論の整理」としてとりまとめる。なお、平成27年度は、第3次基本計画の実施期間の中間年に当たるため、その時点において収集可能なデータに基づいて監視を行うものであり、第3次基本計画の最終的な監視ではない。
- (2) 権利条約に基づく政府報告の作成にあたっては、第3次基本計画の実施状況の監視を通じて、当委員会から意見を聴取し、反映する。
- (3) 監視を行うにあたっては、
- ① 重複障害、発達障害、新たに法律で位置づけられた「難病」という分野にも十分留意し、また、女性・子ども・高齢化といった横断的な視点にも立って行う。
 - ② 可能な限り、地域における障害者を取りまく状況の差異という視点も踏まえて行う。
- (4) 特に、議論を深めるべきテーマについては、別途、ワーキング・セッションを開催して議論し、その成果を「議論の整理（たたき台）」としてとりまとめ、委員会での議論の基礎とする。

2. ワーキング・セッションの開催について

- (1) 政策委員会の委員は、いずれのセッションにも自由に参加できる。
- (2) 各ワーキング・セッションには、政策委員会の委員から3名前後のコーディネーターを選び、議論にご参加いただく有識者、精神障害・知的障害のあるご本人などの参考人（3名以内）の候補を推薦いただくとともに、当日の司会進行について一任。
- (3) 各ワーキング・セッションは、その成果を「議論の整理（たたき台）」として作成、委員会へ報告し、委員会において議論の上、とりまとめにつなげる。
- (4) ワーキング・セッションの時間は、各回2時間とし、開催回数は、各ワーキング・セッションにつき1～2回とする。
 - 第1回：関係省庁の説明（約15分）、参考人からのヒアリング、質疑応答・意見交換。
 - 第2回：意見交換を重ね、「議論の整理（たたき台）」を作成。

〔テーマ及びコーディネーター〕

【ワーキング・セッションⅠ：成年後見制度も含めた意思決定支援など】

（「1. 生活支援」「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」）

コーディネーター：田中委員、玉木委員、野澤委員

【ワーキング・セッションⅡ：精神障害者の地域移行の支援など】

（「2. 保健・医療」）

コーディネーター：上野委員、川崎委員、平川委員

【ワーキング・セッションⅢ：インクルーシブ教育システム、雇用など】

（「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」「4. 雇用・就業、経済的自立の支援」）

コーディネーター：佐藤委員、柘植委員、辻井委員

【ワーキング・セッションⅣ：情報アクセシビリティ】

（「6. 情報アクセシビリティ」）

コーディネーター：石野委員、門川委員、竹下委員

3. スケジュールについて

<p>4月17日（金） 第20回政策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の議論の進め方（案）について <p>↓</p> <p>〔委員会終了後〕</p> <p>各ワーキング・セッションのコーディネーターにおかれては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 4月24日（金）までに、有識者、精神障害・知的障害のあるご本人などの参考人（3名以内）の候補を推薦いただく。それを受け、事務局において、石川委員長と調整。 ② 当日の議事の運び方について検討・決定いただき、当日の議事進行を行っていただく。 <p>（※ワーキング・セッションの日程セット、関係省庁提出資料のとりまとめは、事務局が行う。）</p>	
<p>5月29日（金）</p> <p>第21回政策委員会</p> <p>ロン・マッカラム氏（前国連障害者権利委員会委員長）基調講演</p> <p>〔「1. 生活支援」 「2. 保健・医療」 「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」 （※ いずれも、ワーキング・セッションで扱うテーマを除く）</p> <p>終了後、事務局において「議論の整理案」を作成</p>	<p>5月中下旬</p> <p>【ワーキング・セッションⅠ： 成年後見制度も含めた意思決定支援など】① （「1. 生活支援」「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」）</p> <p>【ワーキング・セッションⅡ： 精神障害者の地域移行の支援など】① （「2. 保健・医療」）</p> <p>【ワーキング・セッションⅢ： インクルーシブ教育システム、雇用など】① （「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」 「4. 雇用・就業、経済的自立の支援」）</p> <p>【ワーキング・セッションⅣ： 情報アクセシビリティ】① （「6. 情報アクセシビリティ」）</p> <p>※1回で終了するワーキング・セッションの場合、 ➡終了後、事務局において各ワーキング・セッションの「議論の整理（たたき台）」を作成 ➡コーディネーターによる確認</p>

<p>6月中旬</p> <p>第22回政策委員会</p> <p>「5. 生活環境」 「7. 安心・安全」 「8. 差別の解消及び権利擁護の推進※ (※ワーキング・セッションで扱うテーマを除く)」 「9. 行政サービス等における配慮」 「10. 国際協力」 「IV 推進体制」</p> <p>➡終了後、事務局において「議論の整理案」を作成</p>	<p>6月上旬</p> <p>【ワーキング・セッションⅠ： 成年後見制度も含めた意思決定支援など】② (「1. 生活支援」「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」)</p> <p>【ワーキング・セッションⅡ： 精神障害者の地域移行の支援など】② (「2. 保健・医療」)</p> <p>【ワーキング・セッションⅢ： インクルーシブ教育システム、雇用など】② (「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」 「4. 雇用・就業、経済的自立の支援」)</p> <p>【ワーキング・セッションⅣ： 情報アクセシビリティ】② (「6. 情報アクセシビリティ」)</p> <p>➡終了後、事務局において各ワーキング・セッションの「議論の整理（たたき台）」を作成 ➡コーディネーターによる確認</p>
<p>7月上旬 第23回政策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ワーキング・セッションから議論概要の報告（「議論の整理（たたき台）」の提示） ・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ➡終了後、事務局において「議論の整理（たたき台）」に修文・追加等を行い、「議論の整理案」を作成 	
<p>8月上旬 第24回政策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改めて、全分野にわたる再度の議論 <ul style="list-style-type: none"> ➡「議論の整理（全体版）」のとりまとめ 	
<p>8月下旬 第25回政策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省から政府報告案の提示＋「議論の整理（全体版）」に則り議論 	
<p>9月下旬 第26回政策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省から政府報告案修正版の提示＋「議論の整理（全体版）」に則り議論 <ul style="list-style-type: none"> ➡「政府報告案」のとりまとめ 	